

壱岐市農業委員会定例会（令和４年１１月）

議 事 録

1. 開催日時 令和４年１１月２５日（金） 午前９時
2. 開催場所 壱岐市役所石田庁舎 ２階 第４会議室
3. 出席委員 ・ ・ ・ ・ 農業委員会会長 外 農業委員 １６名
4. 欠席委員 ・ 番 ・ ・ 委員
5. 事務局職員 事務局長 ・ ・ ・ ・ 事務局長補佐 ・ ・ ・ ・
6. 議事日程
 - 第１．議事録署名委員の指名 ・ ・ 番 ・ ・ 委員 ・ ・ 番 ・ ・ 委員
 - 第２．議案第４８号 農地法第３条の規定による許可申請について
 - 議案第４９号 農地法第４条の規定による許可申請について
 - 議案第５０号 農地法第５条の規定による許可申請について
 - 議案第５１号 農地中間管理事業における農用地利用集積計画の決定について
 - 議案第５２号 農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について

7. その他

- 事務局 皆さん改めましてお早うございます。
- ご案内の時間前ではありますが、本日出席されます農業委員さん方は全員お揃いでありますので、只今より令和４年１１月の農業委員会の総会を開会致します。
- 本日は、・番 ・ ・ 委員さんより欠席の届け出がでております。
- 本日の出席委員は１８名中１７名で過半数を超えておりますので、総会は成立を致しております。
- それでは、・ ・ 会長に挨拶をお願い致しまして、引き続き議事の進行をお願い致します。
- 議長 【会長挨拶】
- それでは、これより早速、議事に入ります。
- まず日程第１の議事録署名委員及び会議書記の指名を行ないます。「壱岐市農業委員会会議規則第１８条第２項」に規定する議事録署名委員ですが、議長より指名させて頂いてよろしいでしょうか。【はいの声あり】
- 本日の議事録署名委員は、・ ・ 番 ・ ・ 委員、・ ・ 番 ・ ・ 委員をお願いを致します。よろしくお願いいたします。よろしくお願い致します。
- なお、本日の会議書記には事務局の・ ・ 補佐を指名致します。

それでは、日程第2の議案第48号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたしますが、21番と22番は・・・委員の関係の案件でありますので、会議規則第15条に従いまして退席願います。

-----（・・・委員退席）-----

事務局より議案の説明を求めます。

事務局

はい、1頁をお願い致します。

議案第48号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地の所有権移転につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ決定の要がある。

所有権移転の案件が2件あがっております。受け手は全て個人ですので、「農地所有適格法人要件」の適用はありません。

また、農地を譲り渡すことを目的とするもので、信託の引受け、信託事業による取得ではないので、「信託要件」の適用ありません。

それから、2件共交換ですので、又貸し、「転貸禁止要件」にも当たりません。

従いまして、「全部効率利用要件」、取得しようとする者が、農地全てを効率的に耕作すると認められること、この判断は、農機具が揃っているか、労働力が確保されているか、技術、農作業暦などで行ないます。

「農作業常時従事要件」、取得側が年間150日以上従事していること。

「下限面積要件」、取得後の面積が50アール以上かどうか。

「地域との調和要件」、農地の取得によって地域の農業形態に支障が出ないかと、というような4つの内容を審議して頂くことになります。

21番と22番は関連がありますので、一括して説明させて致します。

21番 土地の所在

勝本町西戸触	字西戸川	・・・	地目	田	面積	1 1 2 m ²
同じく		・・・	地目	田	面積	4 2 5 m ²
同じく		・・・	地目	田	面積	7 8 m ²
同じく		・・・	地目	田	面積	2 9 2 m ²
勝本町西戸触	字當ノ木	・・・	地目	田	面積	7 1 5 m ²
計	田が5筆で					1, 6 2 2 m ²

譲渡人、・・・・・・・・・・

譲受人、・・・・・・・・・・

経営地は、田が16, 906 m²、畑が5, 592 m²、計22, 498 m²です。

申請理由

譲渡人、譲受人 双方の要望により交換する。

権利の設定内容は、交換です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は、主に水稻・飼料の作付けです。

農機具は、トラクター、田植え機、コンバイン、ロールベアラ、ラッピングマシン、軽トラを所有してあります。

農作業暦は本人45です。通作距離は遠いもので500m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、今まで水稻、飼料を作付けてあり、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

続きまして22番の説明を致します。

22番 土地の所在

勝本町北触 字堂頭	・ ・ ・ ・	地目	田	面積	270㎡
同じく	・ ・ ・ ・	地目	田	面積	476㎡
同じく	・ ・ ・ ・	地目	田	面積	534㎡
同じく	・ ・ ・ ・	地目	田	面積	553㎡

計 田が4筆で 1,833㎡

譲渡人、・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・

譲受人、・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・

経営地は、田が11,837㎡、畑が5,426㎡、計17,263㎡です。

申請理由

譲渡人、譲受人 双方の要望により交換する。

権利の設定内容は、交換です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は、主に水稻・飼料の作付けです。

農機具は、トラクター、軽自動車所有してあり、田植え機、コンバイン、ロールベアラ等は共同のものを利用してあります。

農作業暦は本人55です。通作距離は2Km程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、今まで飼料を作付けてあり、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

11月22日に・ ・ 委員さんと・ ・ ・ ・ さん、・ ・ ・ ・ さん立ち会いの下、

現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・番 ・・・委員

・・・委員 はい、皆さんお早うございます。・・・委員さんが議事参与の制限に基づき退席されておりますので、代わりに私が補足説明を致します。

事務局の説明の通り 2 2 日に現地を確認致しました。

双方のお父さんの時代に口約束で交換されてお互い耕作されてある農地を正式に名義変更を行う為の申請であります。

何ら問題はないかと思いますが、皆様方のご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第 4 8 号 2 1 番と 2 2 番は決定致します。

----- (・・・委員入席) -----

続きまして、議案第 4 9 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、2 頁をお願いします。

議案第 4 9 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」、農地の転用につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ意見を付して進達の要がある。

2 番 土地の所在

勝本町本宮西触 字掘 ・・・・ 地目 畑 面積 9 2 m²

転用目的 一般個人住宅

申請人、・・・・・・

申請理由 三世代で同居していますが、子供の家族が増えて手狭になったため、隠居を建築したいので申請します。というものです

農用地区域除外は県の同意を得て、令和 4 年 1 0 月 4 日に完了を致しております。

農地区分は公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い第 2 種農地と判断を致しております。

位置図、写真、配置図は 3 頁から 5 頁です。

農振地域除外時に (6 月 2 1 日)・・・委員さんと申請人の息子さん立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・番 ・・・委員。

・・委員 はい、・・でございます。皆さんお早うございます。

本件は、6月の定例会の折に農振除外の申請があった分でございます。

11月20日に、ご本人さんに電話で確認しました所、許可が下り次第、着工したいという事でございました。

合併浄化槽も設置される予定で、平家建てでありますので、周辺農地への影響はないと思います。皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第49号2番は意見を付して進達致します。

続きまして、議案第50号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、6頁をお願いします。

議案第50号「農地法第5条の規定による許可申請について」、農地の転用につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ意見を付して進達の要がある。

15番 土地の所在

勝本町仲触 字山田 1825番1 台帳地目 田 現況地目 畑 面積
746㎡

転用目的 農業用施設用地

貸付人、・・・・・・・・・・

借受人、・・・・・・・・・・

申請理由 飼育牛を増やす予定のため、申請地を借り受けて、牛舎及び堆肥舎を建築したい。というものです

権利の設定内容は、使用貸借です。

農振地域外の農地で農地区分は公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い第2種農地と判断を致しております。

位置図、写真、配置図は7頁から9頁です。

11月22日に、・・委員さんと貸付人立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、7番・・委員。

・・委員 皆さんお早うございます。担当の・・です。

11月22日に事務局と農地の貸付人の立ち会いで現地を確認致しました。

・・・・さんは、10頭規模の牛舎と今まで堆肥舎が無かったので堆肥舎を建築する予定という事でございます。

周辺とは十分距離もありますので、何ら問題はないと思いますが、皆様方の

ご審議をよろしくお願いします。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第50号15番は意見を付して進達致します。

続きまして、16番の説明を求めます。

事務局 はい、16番 土地の所在

勝本町坂本触 字馬場頭 ・ ・ ・ ・ 地目 畑 面積 221㎡

転用目的 駐車場用地

譲渡人、・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・

譲受人、・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・

申請理由 申請地を買い受けて、当社所有の賃貸住宅用の駐車場を整備したい。というものです。

権利の設定内容は、売買です。

農振地域外の農地で農地区分は公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い第2種農地と判断を致しております。

位置図、写真、配置図は10頁から12頁です。

11月22日に、・ ・ 委員さんと譲受人の従業員立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・ ・ 委員 議長。

議長 はい、・番 ・ ・ 委員。

・ ・ 委員 はい、担当の・ ・ です。

事務局の説明のとおり、11月22日に・ ・ 不動産の従業員立ち会いの下、現地確認を行いました。

北側に農地がありますが、何ら問題はないと思いますが、皆様方のご審議をよろしくお願い致します。

議長 建物は建っているのですか。

事務局 はい、1年前に宅地地目に建築したという事でありました。

議長 はい、そういう事で只今の補足説明ございました。この件につきまして何かご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第50号16番は意見を付して進達致します。

続きまして、議案第51号「農地中間管理事業における農用地利用集積計画の決定について」と議案第52号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について」は関連がございますので、一括上程いたしたいと思います。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案第51号と議案第52号は一括して説明させていただきます。

13頁をお願い致します。

議案第51号「農地中間管理事業における農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定を市長より求められております。

14頁の令和4年11月農業委員会 農地中間管理事業における農用地利用集積計画について（公社借入分）の一覧表のとおりでありまして、再度13頁をお願い致します。長崎県農地中間管理機構として、農地中間管理事業を実施する公益財団法人 長崎県農業振興公社が農地中間管理権を取得する計画が、使用貸借権設定の5年間の田の更新が3筆で9,065㎡、畑の更新が2筆で2,203㎡、10年間の田の新規が6筆で3,795㎡、使用貸借権設定の合計が11筆で15,063㎡です。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、15頁をお願い致します。議案第52号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について」、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の3の規定による意見を求められております。16頁の令和4年11月農業委員会 農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）についての一覧表のとおりでありまして、再度15頁をお願い致します。計画（案）につきましては、農地中間管理事業を実施する公益財団法人 長崎県農業振興公社の要請により、市が公社に提出するもので、計画（案）は、議案第51号で説明致しました通りであります。

この計画（案）につきましては、全て農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項に掲げる各要件を満たしております。

なお、議案第51号の農用地利用集積計画の公告と、本配分計画（案）の決定は、同時施行と致します。

これによりまして、農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定めて、県知事が利用配分計画を認可し、公告することによりまして、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるという手続きの流れになります。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、皆様方の意見を求めるという事であり
ます。何かございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議な
いようですので、議案第51号と議案第52号は原案のとおり決定いたします。
その旨回答いたします。

それでは、その他の件をお願いします。

事務局 ①12月の定例会の日程 令和4年12月22日（木）16時～
②令和4年度の農業委員 島外研修の件
③非農地の現場確認について

議長 皆さん方から何かございましたら。ございませんでしょうか。それでは皆
さん方からのご意見も無いようでございますので、本日の総会の日程を終了さ
せて頂きたいと思いますがよろしいでしょうか。【はいの声あり】
大変お疲れでございました。